

◇番号：201804

◇研究機関名	沖縄県立看護大学	◇不正の種別	旅費の水増し請求
◇不正が行われた年度	平成 27～29 年度	◇最終報告書提出日	平成 30 年 9 月 14 日
◇不正に支出された研究費等の額	665,580 円	◇不正に関与した研究者数	1 名

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 29 年 11 月 9 日、沖縄県出納事務局会計課より沖縄県立看護大学教員の旅費 1 件について、「領収書と搭乗券の運賃種別が合致せず、過払いが生じているのでは。」との疑義照会が同大学にあった。

【調査に至った経緯等】

同大学の事務局職員が当該教員へ事実確認のため面談したが、回答が曖昧であり、面談後、旅費の関係書類を確認したところ、同様の疑義がもたれる支払が発覚した。そのため、研究不正問題調査会を設置して、予備調査を行った結果、旅費の不正使用の疑義が確認されたことから、本調査を行う必要があると判断した。

◇調査

【調査体制】

研究不正問題調査会（学内委員 4 名、学外委員 4 名（弁護士、税理士、大学教職員等））を設置して調査を実施。

【調査内容】

・調査期間

平成 29 年 11 月 9 日～平成 30 年 8 月 22 日

・調査対象者

旅費の不正使用の疑義が確認された教授（以下、「当該教員」という。）

・調査対象経費

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）及び県費（教員研究費・教育費）

ア 当該教員が採用された平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 12 月 8 日の間に当該教員が執行した全ての経費。

イ 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日に沖縄県立看護大学の教職員が執行した全ての旅費を調査。

・調査方法

ア 当該教員が執行した全ての経費について、支出調書と証憑書類を精査し、事実確認（物品の現物確認を含む）を実施。

イ 当該教員が執行した旅費については、ホテルパックと航空券の予約状況等の資料及び宿泊の領収書等を確認。また、当該教員へのヒヤリングを行うとともに、用務先へ事実確認を実施。

ウ 当該教員以外の教職員の旅費について、航空券の領収書と搭乗券に記載された運賃種別との合致について調査。

エ 旅費事務手続きと確認の方法について、旅費事務担当者に対するヒヤリングを実施。

◇調査結果

【不正の種別】

不正使用（旅費の水増し請求）

【不正の具体的な内容】

・ 動機、背景

当該教員は故意ではなかったと述べるだけに止まり、動機は把握できなかった。

・ 手法

同一の出張において、航空券を同日又は極めて近い日に二重に予約し、大学には高額な航空券の領収書で旅費を支出させ、実際には安価な航空券又は無料の特典航空券で旅行し、差額を不正に受領していた。

不正使用が認定された 21 件の内、より安価な航空券を利用したケースは 14 件であった。無料の特典航空券を利用したケースは 7 件であった。

今回の不正使用に関する手法においては、他者と共謀して不正使用を行った事実はなかった。

・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	112,827 円	平成 27～28 年度	1 名
教員研究費(県費)	508,643 円	平成 27～29 年度	1 名
教育費(県費)	44,110 円	平成 28 年度	1 名
計	665,580 円		1 名(実人数*)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・ 私的流用の有無

不正に受領した金銭について、当該金銭が振り込まれた預金口座を調査したところ、具体的使途については判明しなかった。

しかし、不正に受領していた金銭と給与等生活費が同じ口座で管理されており、旅費を不正に受領した日から預金口座の写しが提出された平成 29 年 10 月までの間において、出金額合計が、不正受領額を除いた正規の入金額を、上回っていることが認められたことから、科研費及び県費の不正受領額に私的流用があったと判断せざるを得ない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員から提出された航空券の領収書やそれに基づいて当該教員に支給された旅費の実態から、平成 27 年 5 月から平成 29 年 9 月までの間、当該教員が旅費の水増し請求を行い、合計 665,580 円の不正使用があったと認められる。

また、当該教員が科研費及び教員研究費で執行した旅費以外の費目において、不正使用ではないが、不適切な経理処理（不適切な分割発注）が行われていたことも、調査の過程で判明した。

なお、当該教員以外の教職員が執行した旅費（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日）については、不正使用は無いと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

① 当該教員の公的資金の使用に対する意識の弱さ

毎年、研究不正防止のためのコンプライアンス研修や研究倫理研修会を開催してきたが、当該教員においては研究費が公的資金であるという認識及びコンプライアンス意識が十分でなかったことが、今回の不正発生の主な要因であると考えられる。

② 機関の管理体制の不備

沖縄県からの「旅費事務の手引き」の改正通知文書を大学事務局内部で共有するための管理体制に

不備があったことによって、不正使用の拡大を防ぐことができなかった。

また、県費の納品検収は本来であれば事務局職員が行うべきであったが、業務多忙により、当時は一部教員に任せているなど、適切な検収体制がとられておらず、不適切な分割発注を防ぐことができなかった。

【再発防止策】

① 公的研究費を含む公的資金に関する教職員の理解と遵守意識の強化

公的資金の性質を理解し、適切に活用するためのルールの理解と遵守意識の強化を図るために、実効性のある研修等を継続的に行う。

② 公的資金を適切に執行するための管理体制の整備・強化

ア 旅費事務等改正通知については、二人体制で確認を行い、学内で周知を図る。

イ 旅費支出処理の際、航空券領収書と搭乗券の運賃種別記号を二人体制で二重に確認する。

ウ 内部監査においては、県の監査部門に会計事務の改正、過去の指摘事項及び事務手続きの不備等の傾向を確認し、監査を行うことで体制強化を図る。

エ 科研費事務取扱マニュアルを改正し、日ごとの用務先、用務内容が確認できる「出張報告書」の提出を義務づけ、全教職員へ周知を図った。

オ 購入物品については、全て、事務局職員が納品検収を行うことの徹底を図る。また、備品については、その備品の写真を撮り、現物確認を容易にできるようにする。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教員は、平成30年7月17日に退職願を事務局へ提出したため、懲戒審査委員会において退職を認めるのか審議し、その結果を臨時の教授会へ報告した。当該教員が不正に受領した県費の旅費について既に返還していること、実名の公表による社会的制裁を受けること等を総合的に勘案して当該教員の退職を認めることとし、大学からの処分は行わなかった。（平成30年8月9日付け退職）

・本件の公表状況

平成30年9月28日沖縄県立看護大学ホームページに公表（氏名公表あり）